

福岡県公報

令和2年4月14日
第 94 号

目次

告 示 (第376号 - 第382号)

○土地収用法に基づく事業の認定	(用 地 課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	4
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	4

公 告

○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	5
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	6
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	7
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	8
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	8
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	8
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	9
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	9

再 掲

○福岡武道館の組織に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部警務課)	9
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(警察本部交通指導課)	9
○福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(警察本部交通指導課)	10

告 示

福岡県告示第376号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

なお、起業地の一部について収用の手続が保留されるので、同法第33条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和2年4月14日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 起業者の名称
遠賀町
- 2 事業の種類
(仮称) 交流センター建設事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
遠賀郡遠賀町遠賀川一丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、土地収用法第3条第23号に掲げる「社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業の用に供する施設」、同条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設」及び同条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、同法

第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である遠賀町は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、令和元年度一般会計予算により既に財源措置を講じていることから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、遠賀町が遠賀郡遠賀町遠賀川一丁目地内において、子育て支援の充実、多世代交流の促進及び行政サービス機能の向上等を図るための複合施設を整備するものである。

同町の人口はピーク時の19,309人（平成12年国勢調査）から微減で推移しているものの、特に10代後半から30代前半までの若年層における転出超過が課題になっており、高齢化率が約33.3%（令和元年9月末現在）まで上昇していることに加え、令和22年には人口が15,001人にまで減少すると推計されている。

そのため、同町では平成29年3月に策定された「第5次遠賀町総合計画後期基本計画」（以下「総合計画」という。）において、定住人口の増加を図るため、子育て支援環境の充実、定住促進に向けた環境づくり、J R遠賀川駅南地区（以下「駅南地区」という。）での新たなまちづくりの推進等に取り組むこととしており、その一環として総合計画における重点戦略において新たな活力・交流拠点づくりを行うこととされているJ R遠賀川駅（以下「駅」という。）周辺に、子育て支援機能、多世代交流機能、行政サービス機能等を備えた複合施設を整備することとしたものである。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、子育て支援の拠点を整備することで若年層の転出抑制及び転入促進を図ることができ、また、多世代での交流・活動の拠点を整備することで、当該施設に多くの人を訪れることによる駅周辺のにぎわい創出が図られ、さらに、行政サービス機能を向上させることで、駅周辺の居住利便性の向上による駅南地区への人口流入や定住促進が期待されるなど、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者の文献調査等によると、起業地及びその周辺の土地において希少植物群落2群落と希少魚類4種

が確認されたが、希少植物群落については隣接する河川・水路内に分布していることから、本件事業による直接的な環境改変の可能性は低いと考えられ、また、希少魚類についても、隣接する河川・水路内に生息し、本件事業による直接的な環境改変の可能性は低いと考えられ、本件事業の実施にあたっては、希少魚類への影響を最低限にとどめるため、工事に伴う濁水及び土砂の流出をなるべく抑える工法を採用することとし、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。なお、起業地及びその周辺の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化財等は見受けられない。したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、住民の利便性、立地条件、事業費等の面から3案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、申請案は、事業費は中位となるものの、住民の利便性が高く、立地条件に優れていることから、社会的、経済的及び技術的な面を総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

総合計画における重点戦略において駅周辺にて新たな活力・交流拠点づくりを行うこととしており、本件事業は重点戦略の一環であること、また、「遠賀町人口ビジョン及び総合戦略」（平成29年1月改訂）においても、駅を中心とした子育てや多世代交流を目的とした施設整備について掲げられていること、さらに、「遠賀町立地適正化計画」（平成30年3月策定）において子育て支援施設が駅周辺への誘導施設に位置づけられているとともに、駅周辺において生活利便性が高く町民の様々な交流等が生まれる拠点形成に向けて機能の誘導を図ることとしていることなどから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ

、収用の範囲も、本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、遠賀町から申請のあった（仮称）交流センター建設事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

遠賀町役場（駅周辺都市整備推進室）

6 収用の手続が保留される起業地

遠賀郡遠賀町遠賀川一丁目地内

福岡県告示第377号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年4月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	朝倉小石原線	前	朝倉市佐田3973番2先から 朝倉市佐田4014番3先まで	6.8 ～ 13.1	94.1
			前	朝倉市佐田3973番2先から 朝倉市佐田4014番3先まで	5.0 ～ 11.8	95.8

			後	朝倉市佐田3973番2先から 朝倉市佐田4014番3先まで	6.8 ～ 13.1	94.1
--	--	--	---	----------------------------------	------------------	------

福岡県告示第378号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年4月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除に係る保安林の所在場所
福岡市西区今宿駅前一丁目1120の165
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

福岡県告示第379号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年4月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林指定施業要件変更森林の所在場所
京都郡みやこ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第380号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年4月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年4月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	浅野川線	京都郡みやこ町犀川釜畑611番1先から 京都郡みやこ町犀川釜畑587番1先まで

福岡県告示第381号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成30年3月30日福岡県告示第313号久留米小郡都市計画道路事業3・4・19-11号東櫛原町本町線及び久留米小郡都市計画道路事業3・3・19-2号千歳橋湯納楚線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年4月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
久留米市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
久留米小郡都市計画道路事業3・4・19-11号東櫛原町本町線
久留米小郡都市計画道路事業3・3・19-2号千歳橋湯納楚線
- 3 事業施行期間
平成27年9月15日から令和11年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第382号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成25年4月19日福岡県告示第669号北九州都市計画道路事業3・1・1号12号線（浅川工区）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年4月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
北九州市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
北九州広域都市計画道路事業3・1・44-1号 12号線（浅川工区）
- 3 事業施行期間
平成25年4月19日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分

なし

公 告

公告

大川北部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和2年4月14日

福岡県知事 小 川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
箴 島 智 功	大川市大字中古賀840番地 1
宮 崎 定	大川市大字本木室971番地 1
溝 田 正 芳	大川市大字大橋276番地 3
内 藤 力	大川市大字酒見1084番地 1
辻 久 光	大川市大字諸富116番地 1
平 田 敏 郎	大川市大字諸富238番地
水 落 栄 生	大川市大字中木室73番地
水 落 一 磨	大川市大字中木室391番地 1
添 島 栄 治	大川市大字中木室176番地
内 村 和 義	大川市大字本木室907番地
宮 崎 猛 美	大川市大字本木室855番地 2
田 中 尉 正	大川市大字中八院522番地
田 中 利 博	大川市大字中八院476番地
田 中 範 秋	大川市大字中八院1204番地 2
水 島 政 直	大川市大字中八院1068番地 1
野 口 國 廣	大川市大字上白垣203番地 1
田 中 忠 昭	大川市大字上白垣360、361番地

石 橋 義 道	大川市大字下白垣506番地 1
本 村 善 彦	大川市大字下白垣641番地 1
廣 松 精 治	大川市大字下八院86番地 2

2 退任監事

氏 名	住 所
柏 原 康 博	大川市大字中木室806番地 2・807番地 1、の 1
辻 正 光	大川市大字諸富372番地
砂 山 巧	大川市大字下白垣122番地
田 中 哲 彦	大川市大字下八院25番地 1

3 就任理事

氏 名	住 所
平 田 智 也	大川市大字酒見1075番地
辻 久 光	大川市大字諸富116番地 1
平 田 敏 郎	大川市大字諸富238番地
緒 方 喜 治	大川市大字中古賀721番地
水 落 栄 生	大川市大字中木室73番地
中 村 仁 彦	大川市大字中木室271番地
添 島 栄 治	大川市大字中木室176番地
福 山 善 光	大川市大字大橋223番地 1
内 村 和 義	大川市大字本木室907番地
宮 崎 定	大川市大字本木室971番地 1
宮 崎 猛 美	大川市大字本木室855番地 2
田 中 敬 士	大川市大字中八院470番地
田 中 邦 彦	大川市大字中八院212番地 1
田 中 範 秋	大川市大字中八院1204番地 2
水 島 政 直	大川市大字中八院1068番地 1

田 中 一 正	大川市大字上白垣289番地
古 賀 家 人	大川市大字上白垣261番地
本 村 善 彦	大川市大字下白垣641番地 1
砂 山 巧	大川市大字下白垣122番地
廣 松 精 治	大川市大字下八院86番地 2

4 就任監事

氏 名	住 所
平 田 利 文	大川市大字酒見1269番地 1
溝 田 利 規	大川市大字大橋300番地 6
田 中 和 喜	大川市大字中八院518番地 2 の 1
田 中 美 津 夫	大川市大字上白垣406番地 2

公告

大川東部第2土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和2年4月14日

福岡県知事 小 川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
田 中 範 久	大川市大字下牟田口123番地
園 田 芳 勝	大川市大字荻島260番地 1
古 賀 俊 作	大川市大字北古賀521番地
柿 添 茂 秋	大川市大字下木佐木465番地 1
石 橋 秀 伸	大川市大字下木佐木631番地 1
柿 添 孝 光	大川市大字下木佐木975番地 1
河 野 甚 一	大川市大字荻島195番地

古 賀 芳 史	大川市大字北古賀92番地
大 淵 功 治	大川市大字鬼古賀72番地
中 島 和 夫	大川市大字鬼古賀871番地
江 口 辰 也	大川市大字鬼古賀323番地
松 永 泰 弘	柳川市金納208番地 2
中 村 善 明	大川市大字郷原636番地
馬 淵 清 俊	大川市大字郷原118番地 1

2 退任監事

氏 名	住 所
河 野 洋 一	大川市大字荻島126番地
藏 森 菊 雄	大川市大字下木佐木1089番地 1
岡 泰 博	大川市大字三丸82番地

3 就任理事

氏 名	住 所
柿 添 茂 秋	大川市大字下木佐木465番地 1
石 橋 秀 伸	大川市大字下木佐木631番地 1
柿 添 孝 光	大川市大字下木佐木975番地 1
江 口 淳 一 郎	大川市大字荻島52番地 7
江 口 利 三	大川市大字荻島144番地
田 中 公 浩	大川市大字下牟田口570番地 2
古 賀 芳 史	大川市大字北古賀92番地
古 賀 重 徳	大川市大字北古賀 1 番地 1
中 島 和 夫	大川市大字鬼古賀871番地
大 淵 健 治	大川市大字鬼古賀64番地
江 口 辰 也	大川市大字鬼古賀323番地
松 永 泰 弘	柳川市金納208番地 2

中村松雄	大川市大字郷原440番地3
石井時博	大川市大字郷原251番地

4 就任監事

氏名	住所
宮原和徳	大川市大字下木佐木1085番地
河野洋一	大川市大字荻島126番地
岡泰博	大川市大字三丸82番地

公告

大川中部第2土地改良区から役員就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和2年4月14日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
古賀武志	大川市大字一木16番地
石川勝美	大川市大字津187番地
江頭文隆	大川市大字一木511番地7
植木秋義	大川市大字九網46番地2
植木幸治	大川市大字九網53番地1
古賀百合夫	大川市大字津766番地2
古賀文博	大川市大字津663番地2
佐野孝良	大川市大字一木1260番地1
坂井健一	大川市大字一木1222番地1の2
椿原征生	大川市大字津212・213番地合併
石山安幸	大川市大字一木513番地2

坂井清則	大川市大字一木1121番地1の2
------	------------------

2 退任監事

氏名	住所
鶴光義	大川市大字九網270番地1
古賀長洋	大川市大字津693番地1
古賀輝義	大川市大字一木90番地4

3 就任理事

氏名	住所
植木秋義	大川市大字九網46番地2
植木幸治	大川市大字九網53番地1
石川勝美	大川市大字津187番地
椿原征生	大川市大字津212・213番地合併
古賀百合夫	大川市大字津766番地2
古賀文博	大川市大字津663番地2
江頭文隆	大川市大字一木511番地7
石山安幸	大川市大字一木513番地2
坂井健一	大川市大字一木1222番地1の2
山浦一利	大川市大字一木1249番地1
古賀武志	大川市大字一木16番地
坂井清則	大川市大字一木1121番地1の2

4 就任監事

氏名	住所
鶴光義	大川市大字九網270番地1
古賀文隆	大川市大字津431番地1
山浦勳	大川市大字一木1122番地5

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により宗像市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年4月14日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画用途地域の変更（令和2年3月27日宗像市告示第89号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により宗像市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年4月14日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の決定（令和2年3月27日宗像市告示第90号）

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年4月14日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区内	認可年月日
黒土北部土地改良区	令和2年4月3日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部

市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年4月14日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の決定（令和2年3月23日福岡市告示第83号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年4月14日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画区域区分の変更（令和2年3月23日福岡市告示第84号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年4月14日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画用途地域の変更（令和2年3月23日福岡市告示第85号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年4月14日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画高度地区の変更（令和2年3月23日福岡市告示第86号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年4月14日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画防火地域及び準防火地域の変更

（令和2年3月23日福岡市告示第87号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年4月14日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の変更（令和2年3月23日福岡市告示第90号）

再 掲

福岡県公安委員会公告式規則（昭和29年福岡県公安委員会規則第18号）第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公安委員会規則第8号

福岡武道館の組織に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和2年3月31日

福岡県公安委員会

福岡武道館の組織に関する規則の一部を改正する規則

福岡武道館の組織に関する規則（昭和54年福岡県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、嘱託」を「、会計年度任用」に、「事務 嘱託」を「事務員」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公安委員会告示第79号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（令和2年福岡県公安委員会規則第9号）を制定したので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

令和2年4月2日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則（令和元年国家公安委員会規則第8号）の制定に伴い、福岡県道路交通法施行細則の一部を改正したものであるが、その内容は、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 規則の施行の日

令和2年4月2日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通指導課に備え置く。

福岡県公安委員会公告式規則（昭和29年福岡県公安委員会規則第18号）第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公安委員会規則第9号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和2年4月2日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

様式第23号中

[各役員関係]

- 戸籍の謄本又は抄本（外国人にあっては、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。））
- 登記事項証明書
- 診断書

を

[各役員関係]

- 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る。）
- 診断書

に改める。

様式第24号の（裏）中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

様式第26号中

- 修了証明書又は認定書
- 戸籍の謄本又は抄本（外国人にあっては、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。））
- 登記事項証明書
- 診断書
- 誓約書
- 写真2枚（うち1枚は貼付）

を

- 修了証明書又は認定書
- 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る。）
- 診断書
- 誓約書
- 写真2枚（うち1枚は貼付）

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。